

不利益処分

| | |
|------|------------------|
| 処分名 | 地縁による団体の認可の取消し |
| 根拠法令 | 地方自治法第260条の2第14項 |
| 所管課 | 市民協働推進課 |

1 処分の内容

地縁による団体の認可を取り消す。

2 処分の要件

地縁による団体が以下に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

- (1) その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は，構成員となることのできるものとし，その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。